

飛騨市障がい児者支援ビジョン  
障がい者・障がい児福祉計画骨子

平成 29 年 2 月 17 日版

岐阜県 飛騨市

## 障がい児者支援に対する飛驒市の考え方

障がいのある方々の支援は、地方自治体において最も重視すべきテーマの一つであり、これまでも飛驒市では、障がいのある方の住みやすいまちとなるように、さまざまな施策を実施してきました。

しかし、その取り組みはまだまだ道半ばであり、「出生から就労までの継続した支援が提供できていない」、「就労・社会参加から安定した生活を送るための生活支援が確立できていない」等の大きな課題が解決できない状況が続いています。

障がい児者は多くの方々の支援を必要とします。それは、健常者を前提につくられている現在の地域や社会の中で暮らしていくには困難が多いからです。私たちは、障がい児者に対する支援体制を整えるとともに、地域や社会全体を誰もが暮らしやすいように変えていく必要があります。

そして、その支援は障がい児者のためにだけ行うものではありません。障がいがあるという状態は、誰もがなりうるものであり、全ての市民にとって自らの問題であるともいえます。だからこそ、障がい児者の支援は地域全体で取り組んでいく必要があるのです。

飛驒市は小さな市ですが、それは、小回りがきき、きめ細かなサービスの提供が可能であるという強みであると思います。その強みを生かして、私たちは、日本一、障がい児者にやさしいまちを目指したいと考えています。

このビジョンは、これからの飛驒市の障がい児者支援の方向性を示すものです。国や県の制度改正の動向や市民のニーズを見極めながら、このビジョンに沿って施策を進めていきたいと考えています。

なお、平成 29 年度において策定する「第 5 期障がい者福祉計画」と「障がい児福祉計画」（計画期間：平成 30 年度～平成 32 年度）は、このビジョンを反映する形で策定します。

飛驒市長 都 竹 淳 也

事業の実施種別を、下記の記号で表示し、当該事業の実施目標年度を記載しています。

◎【新規】H00年度      ○【拡充】H00年度      □【継続】

## I 継続的な支援体制の整備

障がい児者の支援は、乳幼児期から高齢期まで、入園・入学・就職等のライフステージに応じて支援する内容が異なりますが、支援が途切れることなく継続して受けられる体制づくりが求められています。

課や担当が異なることで、障がい児者や家族が不利益を被ることがないように、発達支援センターの機能を強化します。

### ① 発達支援センターの機能強化 (H29年度～)

飛騨市では、平成21年度から発達支援センターを設置し、誕生から一生涯にわたる途切れの無い支援を目指してきました。しかし、センターに配属された職員は「異動により専門性が保たれない」、「他の係との兼務体制となっている」等の課題があり、その改善が課題となっていました。

これらの課題を解決し、発達支援センターの機能強化のため、平成29年度から専任の発達支援センター長を配置します。障がい児者支援に対して専門的な見識を持つ方を発達支援センター長に登用し、障がい児者・児童福祉全般の管理調整と、職員の指導育成を担当していただきます。飛騨市の職員が業務に必要な専門的な知識や考え方を学び、質の高い行政サービスが提供できる能力を身につけられる環境を整備します。

また、発達支援センターと学校との連携をより一層図るため、特別支援教育や療育等に理解のある教職員（退職教員等）を発達支援センターに配置します。発達支援センターの教職員が、保護者と学校との調整役となり、特別支援学級や通常学級での個別支援等の内容について保護者が理解できるように、また保護者の希望が個別支援等に反映されるように支援します。保育園から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校等、高等学校等から就労へと、支援内容の引継ぎが確実にできるような、引継ぎの場に発達支援センターの職員が立ち会いを行う等、途切れの無い継続した支援が提供される体制を構築します。

### ◎発達支援センターに専任センター長を配置 (H29年度～)

- ・発達支援センターに専任のセンター長（精神保健福祉士）を配置します。

### ◎発達支援センターに教職員を配置 (H29年度～)

- ・発達支援センターに教職員経験者等を配置します。

### ○職員の専門性の向上（H29年度～）

- ・発達支援センター職員や児童福祉担当職員等の専門性の向上を図ります。
- ・保育士、保健師、相談支援担当者、教員等に対して、障がい児者支援・発達障がい等の理解に関する研修を計画的に実施し、障がいの特性等について正しい理解が広がるように取り組みます。

### ○発達支援センターの相談機能の充実（H29年度～）

- ・発達支援センターを保護者等の相談窓口とし、発達支援センターが保護者と学校・保育園等の調整役としての役割も担当するようにします。相談者の話をじっくりと伺い、具体的な対応を納得できるまで話し合うことで、信頼される相談窓口となるようにします。
- ・発達支援センターが、発達が気になる子ども等の総合的な相談窓口であることを市民にPRし、河合、宮川、神岡地区については、各地区での相談日を設ける等により相談に対応します。また、ハートピア古川や相談日での来所が困難な方に対しては、居宅へ訪問しての相談を行います。
- ・社会人となってから、人間関係のつまづきや生きづらさ等を感じている方に対しては、発達支援センターと他の福祉部門等が連携し、適切な支援が行えるように調整を行います。

### ○飛騨子ども相談センターの連携強化（H29年度～）

- ・児童に関する専門的な支援機関である「飛騨子ども相談センター（児童相談所）」と療育についての情報交換を図り、飛騨子ども相談センターと連携した家庭支援の取り組みを実施します。また、飛騨子ども相談センターから市町村へ、療育関係を含む業務の一部が移管される予定があり、移管される業務等に対応できるよう、職員の研修、育成を実施します。

### ○保育園等への訪問支援の充実（H29年度～）

- ・発達支援センター職員や児童精神科診療所等のスタッフ等が定期的又は随時に市内の保育園、学校、放課後児童クラブ、児童発達支援事業所等を訪問し、それぞれで実施している療育や特別支援教育等についての検討やアドバイス等を行います。

### ○普及・啓発事業の実施（H29年度～）

- ・地域や企業、各種団体等の方に、障がいの特性の理解、配慮のポイント等について理解を深めるため、出前講座を開催します。また、特別支援学級や普通学級の子どもや保護者に対しても、障がいの理解を深めるための講座を、学校等と協力して開催します。

## ② 子育て支援手帳等の活用

平成19年度に作成した「子育て支援手帳」の冊数が残り少なくなったことや、関係機関

の組織が改編されていることから手帳の記載事項の見直しを行います。

「子育て支援手帳」を、保護者と保育園・学校との情報交換ツールとして積極的に活用し、保育園から小学校、小学校から中学校（中等部）、中学校（中等部）から高等学校（高等部）等へ「子育て支援手帳」を引き継ぐことで、就労支援や成人期に活用できるツールとして運用します。

また、学校から就労に向けた支援は、地域の相談支援事業所と発達支援センターが連携して取り組みます。必要に応じ、児童精神科診療所スタッフを交えた会議を開催し、医学的なアドバイスに基づいた支援の充実を図ります。

#### ○「子育て支援手帳」の見直し（H29年度～）

- ・「子育て支援手帳」の記載事項の見直しを行い、成人期に必要な情報もファイルできるようにします。

#### ◎関係機関との連携強化（H30年度～）

- ・継続した支援の履歴を卒業後の就労支援等に活用できるよう、保護者の同意を得て子育て支援手帳等の情報の取りまとめを行い、いろいろな機関との連携がスムーズに行われるよう調整します。
- ・発達障がい等の児童・生徒は、児童期から成人期にかけて継続した支援が必要です。このため、発達支援センターは、児童のみならず成人までの支援に関わりを持ち、専門の相談機関等と連携して対象者の社会参加等の支援を行います。

### ③ 相談機能の充実

障がい者や家族が、日常生活での困りごとを気軽に相談できるよう、相談を担当する職員の資質の向上を図り、相談窓口としての充実を図ります。

#### □家族支援の継続

- ・H28年度から飛騨市障がいのある人を支える会へ、ピアサポーターやペアレントメンターの育成を含む自発的活動支援事業を委託しています。これらの委託事業を引き続き実施し、保護者や当事者の幅広い支援ができるよう取り組みます。
- ・家族等に対して研修会を開催し、障がいに対する理解を深め、家族の対応力が向上するよう支援します。

ピアサポーターとは [用語解説]

ピア (peer) は仲間や同僚という意味があり、ある問題の当事者が同じ問題を抱える者を仲間の立場で支援し合うことを「ピアサポート」といいます。精神保健領域におけるピアサポートは、障がい者が自らの体験に基づいて、仲間の障がい者を支援する活動を指し、支援する障がい者を「ピアサポーター」と呼んでいます。

ペアレントメンターとは [用語解説]

発達障がいは、周囲からなかなか理解されにくい障がいであり、一人で悩みを抱えてしまう保護者もいます。このような保護者に対して、同じ発達障がいのある子どもを持つ保護者が相談相手となって、悩みを共感したり、自分の子育て経験をとおして子どもへの関わり方等を助言したりする保護者を、ペアレントメンターといいます。

#### □身体障がい者相談員・知的障がい者相談員との連携

- ・飛騨市では、身体障がい者相談員と知的障がい者相談員を委嘱しています。身体障がい者相談員は身体障がい者の方に、知的障がい者相談員は知的障がい者の保護者に委嘱しており、相談活動の支援を引き続き行います。

#### ◎計画相談支援の充実 (H29年度～)

- ・地域生活支援事業のみを利用している方など、計画相談支援の対象となっていない方も個別サービス計画が必要と思われる方は、個別サービス計画やモニタリングの対象とし、生活の支援が受けられるようにします。

## II 医療機関の整備

### ① 児童精神科診療所「飛騨市こどものこころクリニック（仮称）」の開設

発達障がい等の疑いのある児童は、専門医に相談するために岐阜市や愛知県、富山県等の医療機関を受診しています。市では、県の地域療育支援事業等により岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター等の医師の診断を受ける機会がありますが、年2～3回の診断日の設定が限度です。飛騨圏域では、児童精神科の専門医師は不在の状況が続いており、保護者等は遠隔地への通院を余儀なくされています。

この課題を解決するため、飛騨市国民健康保険直営診療所として、児童精神科の診療所を飛騨市こどものこころクリニック（仮称）開設します。

児童精神科の診療所には、医師、臨床心理士、精神保健福祉士、作業療法士等の専門職

の配置が必要であることから、これらの専門職の方が、障がい児の医療、福祉、教育、行政に関わることで、これまでにない新たな施策が展開できると考えています。

また、市内の医療機関と連携し、療育事業に関わっていただいている職員の研修を実施します。

飛騨市こどものこころクリニック（仮称）で、地域の医療的・社会的リハビリテーションの提供体制を検証し、不足している支援について事業化を図ります。

#### ◎児童精神科診療所の開設（H29年度～）

- ・児童精神科の単科の飛騨市国民健康保険直営診療所「飛騨市こどものこころクリニック（仮称）」を、平成29年9月を目処に開設します。

#### ◎県と診療所の連携（H30年度～）

- ・希望が丘こども医療福祉センターの医師等に、長年、飛騨市の療育事業に関わっていただいています。引き続き、希望が丘こども医療福祉センターに指導をいただきながら、飛騨市こどものこころクリニック（仮称）の地域療育体制を整備します。

連携先 岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター

#### ◎岐阜県・飛騨圏域の児童精神科医療のネットワークの構築（H30年度～）

- ・飛騨地域の精神科医療は、須田病院が基幹病院となっています。飛騨市こどものこころクリニック（仮称）と入院機能のある須田病院との連携、児童から成人への精神科医療の連携は重要であることから、スタッフ交流等を行い、地域精神科医療のネットワークづくりを行います。県の組織では、岐阜県発達精神医学研究所と連携し、飛騨圏域での精神医学の啓発に取り組みます。

連携先 岐阜県発達精神医学研究所

須田病院

#### ◎会議・検討会への参画（H30年度～）

- ・飛騨市内保育園・小中学校の児童・生徒の支援の方法等についての検討会に、必要であれば飛騨市こどものこころクリニック（仮称）スタッフが参画します。

今まで、専門の医師等が飛騨圏域に常駐していなかったため、医学的なアドバイスを受ける機会が非常に少ない状況でしたが、飛騨市で児童精神科診療所を開設することで、その機会が多く持てるようになります。飛騨市こどものこころクリニック（仮称）と連携した支援体制について、医師等の指導を受けながら整備していきます。

#### ◎医師の子育て支援手帳の活用（H29年度～）

- ・飛騨市こどものこころクリニック（仮称）のスタッフが、子育て支援手帳に対応方法やアドバイス等を記載して、関係者が適切な支援ができるようにします。

#### ◎地域リハビリテーション体制の充実（H29年度～）

- ・医療を提供する上で、飛騨市にどのようなサービスが不足しているのかを検証し、

他の医療機関や福祉施設等で提供できないリハビリテーション等のサービスについて、飛騨市こどものこころクリニック（仮称）等での実施を検討します。

- ・飛騨市・高山市内で障がい児リハビリテーションを実施している医療機関と連携して研修会を開催し、地域のリハビリテーション体制の充実を図ります。

#### ◎調査・研究事業の実施（H29年度～）

- ・飛騨市こどものこころクリニック（仮称）の開設が飛騨市にどのような影響があったか、児童の発達経過や児童の地域特性等について、飛騨市こどものこころクリニック（仮称）と発達支援センター等が協働し、テーマを定めて継続的な調査・研究を行います。

### Ⅲ 子育てから療育への支援

#### ① 療育へのつなぎ

子どもの成長は多様で、すべての子どもが同じペースで成長することはありません。保健師や保育士等の専門職が、各種の健診や相談事業で子どもの成長を確認し、支援が必要な子どもに対して遊び等により発達を促すとともに、必要なサービス利用につなげます。

母子保健事業や、発達支援センター等の関係職員の研修を充実し、引き続き適切な支援ができるように取り組みます。

#### □早期発見・早期療育

妊婦全戸訪問

こんにちは赤ちゃん訪問、3ヶ月児相談、乳児健診(4ヶ月)、7ヶ月相談  
12ヶ月相談、1.6歳児健診、2歳児健診、3歳児健診、フレンドリー広場を、  
継続実施します。

#### □相談・健診に関わるスタッフの研修

- ・岐阜県や発達支援センター等が開催する研修に保健師等も参加し、スキルアップを図ります。

#### ◎転入家庭支援（H29年度～）

- ・子どものいる家庭が飛騨市へ転入された場合は、転入手続きのとき等に飛騨市の子育てサービスの案内、乳幼児健診、予防接種等の説明を行います。



## ② 保育の充実・統合保育の実施

飛騨市では、各保育園で支援の必要な幼児に対して保育士を加配し、その幼児に合った保育を実施しています。各園に支援の必要な幼児が在園することで、幼児間での関わりの中で障がいについての理解が身につくとともに、幼児の集団の中で支援が必要な幼児の成長を促すことができます。

保育園に勤務する保育士の障がいに対する理解が必要となるため、幼児に関わる職員のスキルアップのために、保育士等を対象とした発達障がい等の研修を計画的に実施しています。

幼児数は減少していますが、支援の必要な幼児はその割合では増加傾向にあるため、質の高い保育の提供のため、継続した研修を実施します。企画した研修には、教員等も参加できるように配慮し、多忙な教員等に勤務地に近い場所での研修の機会を提供します。

### □統合保育の実施

- ・飛騨市では、統合保育を引き続き実施し障がい児の発達を支援するとともに、障がいや幼児の特性に対する正しい理解や接し方が、健常児に身につくように支援します。

#### 統合保育 [用語解説]

障がい児を健常児と一緒に保育すること。

統合保育は、健常者が幼児のころから障がい児と接することによって自然に理解を深めていき、障がい児は、刺激を受けて成長し積極的な社会参加の土台づくりができると言われています。

### □保育士等の計画的な研修の実施

- ・保育士会や発達支援センター、飛騨圏域発達障がい支援センター等が主催し、研修会が開催されています。継続的に研修会を開催し、保育士等のスキルアップを図ります。

### ◎個別支援計画に基づく保育の実施 (H29年度～)

- ・飛騨市の保育園では、CLM(チェックリスト・イン・ミエ)による個別支援について、岐阜県の事業指定を受けて学習してきました。個別支援計画策定のポイントやカンファレンスの方法についての理解も深まったことから、平成29年度からは、CLMではない支援を実施することにしました。各保育園から療育担当保育士を選出し、「平成29年度からの園内個別支援計画プロジェクト会議」で、飛騨市独自の個別支援方法、支援計画様式の検討をしています。

平成29年度からは、プロジェクト会議で検討された個別支援を実施し、質の高い支

援ができるよう取り組みます。

### ③ 障がい児通所支援 児童発達支援事業の充実

飛騨市では、法定事業として児童発達支援事業を古川町（やまびこ教室）と神岡町（ことばの教室）で実施しています。

ことばの教室は、旭保育園の1階の一部を利用して実施していますが、スペースが狭いため支援の内容に制限があります。より良い環境で支援が行えるように新築移転して、児童発達支援事業所を整備します。

法定事業 障がい児通所支援 児童発達支援

やまびこ教室 （ハートピア古川内）

ことばの教室 （旭保育園内）

#### 児童発達支援 [用語解説]

小学校就学前の6歳までの障がいのある子どもが主に通い、支援を受けるための事業です。日常生活の自立支援や機能訓練を行ったり、保育園のように遊びや学びの場を提供したりといった障がい児への支援を目的としています。

### ◎ことばの教室の新築移転（平成29年度～）

※なかよしキッズの新築と合わせて建設

- ・神岡町殿地内に、なかよしキッズ（日中一時支援事業）の建設と合わせて、ことばの教室を新築移転します。

### □児童発達支援事業所の支援の質の向上

- ・市が運営している児童発達支援事業所の管理責任者となることのできる職員を、事業の実施に支障が無いように計画的に養成します。また、児童発達支援事業に従事する職員については、岐阜県等が開催する研修会に積極的に参加し、最新の知識、技能の取得を図り、質の高い支援の提供を図ります。

### ◎発達支援センターや児童精神科診療所との連携（H30年度～）

- ・児童発達支援事業所、発達支援センター、児童精神科診療所等のスタッフにより、飛騨市の療育についての研究会を開催します。療育の実施方法等について検証等を行い、より質の高い支援を提供します

### ◎訪問型児童発達支援の提供（H30年度～）

- ・児童発達支援の利用対象児で、児童の特性等により通所が困難な場合は、訪問による支援の提供を行います。

## IV 学齢児への支援

### ① 障がい児の放課後等の支援

飛騨市では、市の地域生活支援事業で、児童の日中一時支援事業を委託事業として実施しています。神岡町で日中一時支援事業を実施しているなかよしキッズは、耐震化されていない飛騨市神岡東生涯学習館（旧東小学校）に開設していることから、より良い環境で支援を行えるよう施設整備します。

市内には、放課後等デイサービスを提供する事業所が無いので、市内で開設を希望する事業所を誘致します。他の地域では、放課後等デイサービスの開設が急増し、質の悪いサービスの提供や給付費の急増が問題となっています。平成30年度から放課後等デイサービスの施設基準等が厳格化される予定なので、それらの基準に適合し、児童精神科診療所や関係機関との連携ができる事業所の開設を支援します。

また、主に児童のみを対象としている日中一時支援事業所で、法定サービスである放課後等デイサービスへの移行が可能な事業所については、法定化への支援を実施します。

普通学級に通級している児童で、児童の特性により放課後児童クラブの利用が困難な事例があるので、児童に配慮した対応ができる放課後児童クラブの開設を検討します。

地域生活支援事業 日中一時支援（主に児童を対象とした事業）

ぽかぽかハウス（飛騨寿楽苑）

なかよしキッズ（旧東小学校）

### ◎放課後の居場所の確保（H30年度～）

- ・集団を苦手とする児童等の放課後や休日、長期休暇期間の支援の場所の確保が課題となっています。放課後児童クラブは市民児童課が所管し、放課後等デイサービス事業は福祉課が所管しています。両課が連携して必要な支援の実施方法を検討し、平成30年度の事業化に向けて調整を行います。

### ◎放課後等デイサービスの参入支援（H29年度～）

- ・古川地域の放課後等デイサービスについては、新規参入を希望する事業所に対して、支援に必要な情報を提供し、質の高いサービスが提供できるよう支援します。

### ◎障がい児通所支援施設の整備（H29年度～）

- ・なかよしキッズの運営者の飛騨市社会福祉協議会と協議し、児童発達支援事業所ことばの教室と併設した施設を整備します。また、施設環境が整備され、人的な配置も施設基準を満たし、神岡地域の支援環境を整えば、なかよしキッズの放課後等デイサービスへの移行を検討します。
- ・ぽかぽかハウスは、参入が予定されている古川地域での放課後等デイサービス事業と調整を行い、個別支援等のニーズに対応した支援が継続できるようにします。

## ②普通学級児への支援

特別支援学校や特別支援学級に通学・通級している児童のみでなく、普通学級に在籍している児童の中にも支援が必要な児童がいます。また、児童の保護者は、学校での教育や支援に対していろいろな不安を持っておられることが多いので、学校や放課後の活動の支援を実施します。

### □教員等の研修の場の提供

- ・教育委員会では、特別支援教育に関する研修を教員等に対して実施していますが、発達支援センター等で開催する研修会についても教員等に開催をお知らせし、研修の機会提供を行います。

### ○児童に合った家庭学習支援事業の支援（H29年度～）

- ・なかよしキッズでは、日中一時支援事業の中で児童の学習支援をしています。学習能力に凸凹がある児童の個性に合った指導ができるよう、ぽかぽかハウスや他の事業所等で、同様の取り組みが行われる場合は支援します。

## ③ 不登校・ひきこもり等への支援

不登校児等に対しては、発達支援センター、飛騨市こどものこころクリニック（仮称）医師、臨床心理士、学校教員、スクールカウンセラー、教育相談室（グリーンルーム）、本人・保護者等が参加する会議により、「本人にとってのより良い環境」について検討します。また、関係する職員等に対しては、不登校・ひきこもりについて、共通した認識を持つことができるよう学習する機会を設けます。

自宅以外にも、安心できる場所が確保できるよう、関係機関と連携して取り組み、社会参加できるよう支援します。

### ◎児童精神科診療所、発達支援センター等との連携（H30年度～）

- ・岐阜地区等では、児童精神科医師が不登校児の診療を行っています。市が飛騨市こどものこころクリニック（仮称）を開設することにより、保護者や学校等の関係者に対して、医学的な根拠に基づく適切なアドバイスを医師等から受けることができるようにします。

#### 教育相談室（グリーンルーム） [用語解説]

教育相談室（グリーンルーム）は、通常の学校生活に適応することが困難で、不登校の傾向にある児童生徒に対し、適応指導を行い学校への復帰を図るために、飛騨市教育委員会が、千代の松原公民館内に設置しています。

#### ④ 通学等の支援

重度の障がいのためスクールバスの利用ができないことが、車椅子対応のスクールバスの配車の可否により発生します。通学に際して、保護者が過重な負担を負うことの無いように配慮を検討します。

普通学校への通学時に保護者の付き添いが必要な児童に対しては、ヘルパーの制度が利用できないことになっていますが、ヘルパー制度でカバーできないニーズに対応するサービスを立ち上げる等、保護者の負担軽減を図ることができるようになります。

##### □飛騨吉城特別支援学校の通学バスの運行の支援

- ・飛騨吉城特別支援学校で利用するスクールバスが、児童・生徒の状態に合った車両が配備されるよう、学校と協力して市も県へ働きかけを行います。

##### ◎市内普通学校等への通学時の付き添いの支援の提供（H30年度～）

- ・普通学校や教育相談室（グリーンルーム）等へ通学するときのヘルパーなど利用や送迎について、障がい福祉サービスに該当しない支援の方法について検討し、保護者の負担軽減を図ります。

## V. 就労支援と社会参加

### ① 学校と事業所との連携

飛騨吉城特別支援学校の生徒の実習先や就職先を増やすため、学校・企業・行政のネットワークを構築します。市内事業所等との情報交換を行い、飛騨市内で障がい者等が働くことができる事業所や働きやすい事業所が増えるように取り組みます。

このネットワークにより、特別支援学級や高等学校等を卒業する生徒の支援も行います。

##### ○障がい者自立支援協議会による活動の推進（H29年度～）

- ・飛騨市には、障がい者総合支援法に基づく「障がい者自立支援協議会」が設置されており、部会の一つに「就労支援部会」があります。就労支援部会で、特別支援学校等と企業の連携について取り組んでおり、企業による学校訪問や学校による企業訪問の実施等その活動の推進を図ります。

##### □就労支援の充実

- ・子育て支援手帳を活用した支援体制の協議や特別支援学校と企業の連携に関する取り組みを継続し、障がい者自立支援協議会で実施する支援事業に参画します。

## ② 就労移行支援事業所の誘致

飛騨市には就労移行支援事業所が無いため、高山市の就労移行支援事業所を利用しています。身近な場所である飛騨市内で、就労移行支援が受けられる環境を整備します。

また、障がい者の企業定着率が低いことから、就労定着支援サービスを訓練等給付に加える動きがあります。就労定着支援事業の状況を見極め、飛騨市に必要なサービスであれば、実施を検討している事業所の市内誘致について取り組みます。

### ◎就労移行支援事業所の開設支援 (H29 年度～)

- ・就労するための訓練等給付として「就労移行支援」は、重要なメニューです。飛騨市内で、就労移行支援事業の開設を検討している事業所に必要な情報を提供し、スムーズに開設できるよう支援を行います。

### ◎就労定着支援事業への対応 (H30 年度～)

- ・平成 30 年度からの新たな訓練等給付として「就労定着支援」が予定されています。設置基準等の情報収集を行い、必要性が高いサービスであれば、設置に向けて訓練等給付を提供している事業者と協議を行います。

## ③ 社会生活支援

障がい者が、事業所等に就労することができても、余暇の過ごし方が上手くできないため気分転換できず、ストレス等により休職や離職するという事例があります。余暇を有意義に過ごし、リフレッシュが図れるような支援を実施します。

また、就業していない障がい者が自宅にいる場合は、保護者が一日中付き添わなければならないことから、休日や昼間等の居場所づくりを行うことで、保護者のレスパイト支援を図ります。

地域生活支援事業が、法定サービスで補えない部分を補完するサービスとして位置づけられていますが、国が定めた地域生活支援事業のメニューでも補完できない事項については、市の独自施策としてサービス提供を検討します。

### ◎余暇等の支援 (H31 年度～)

- ・就業等をしている障がい者等が、休日や休業日に利用できる日中活動の場があれば、ストレス解消を図ることができます。休日の憩いの場として、仲間等とくつろげる場の提供ができるように検討します。

### ◎当事者活動支援のネットワークの構築 (H31 年度～)

- ・障がい者間の交流を図るため、自発的活動支援事業や日中一時支援事業等を核としたネットワークを構築し、仲間との交流の促進を図ります。

#### ④ 障がい福祉サービスの拡充

##### ◎日中一時支援事業所の整備 (H29 年度～)

- ・障がい者が利用できる日中一時支援事業は、山田地域福祉センターを活用し事業を実施しています。しかし、山田地域福祉センターは、元は保育園であった施設であるため、障がい者の利用には不都合な部分が多くあります。このため、事業を利用される方が、より良い環境で活動できるよう施設整備を行います。

日中一時支援事業を利用される方は、自宅に引きこもっていた方や、企業や他の事業所のサービスに馴染めなかった方で個別の支援が必要な方等のため、利用者が継続して利用でき、利用者が使いやすい施設を、山田生涯学習館の跡地等を候補として新築します。

新設する施設は、日中一時支援事業を核として、障がい福祉サービス利用者のみならず、制度に当てはまらず支援の対象とならない方や既存の制度で対応できないサービスの提供ができる施設として位置づけ、障がい者福祉サービスのセーフティネット的な位置づけの施設として運営します。

##### ○介護保険・老人福祉サービス等との相互利用 (H29 年度～)

- ・飛騨市においては、障がい福祉サービスのメニューと事業所が少なく利用が限られており、特に重度障がい者等のサービスの利用が制限されています。介護保険サービスや老人福祉サービス等を障がい者が利用することで、利用者ニーズに対応できる場合は、介護保険サービス等と障がい福祉サービスの相互利用の制度化を進めます。また、65 歳以上の障がい者の方には、円滑な介護保険サービスの利用ができるように支援します。
- ・重度障がい児者が、身近な施設で必要なサービスが利用できる体制づくりを進めます。現在は、和光園での機械浴室の利用、老人デイサービスの障がい者の利用、療養通所介護の重度心身障がい児の利用、老人保健施設での重度心身障がい児のショートステイの利用が行われていますが、いろいろな事業所がその事業所の強みを活かした支援ができるよう働きかけを行います。また、これらのサービスの利用により、保護者や介護者のレスパイト支援を図ります。
- ・特に重度心身障がい児等のサービス利用については、経済的な負担が他のサービスと比較して過重にならないように配慮します。
- ・障がい福祉サービス利用者が介護保険サービスに移行する際には、制度の違いや利用できるサービスについて対象者に丁寧に説明し、スムーズな移行ができるように配慮します。

##### ◎作業所・事業所への交通手段の確保 (H31 年度～)

- ・飛騨市内に障がい者が働く場が少ないため、多くの方が高山市の就労継続支援事業所や一般事業所等を利用しています。しかし、送迎を行っていない企業や事業所もあるため、保護者が送迎を行なっている例もあります。

通所や通勤の実態を調査し、高山市内の事業所等を利用している方の通所・通勤を支援するため、古川（河合・宮川）から高山駅の間等の送迎の実施について検討します。

- ・市内事業所については、事業所での送迎の実施について支援し、複数の事業所間の共同運行について検討します。

#### ○法定サービスへの移行支援（H29年度～）

- ・地域生活支援事業で実施している事業が、利用者が増加し必要な従事者が確保できることで、法定サービスへの移行が可能である場合は、法定サービスへの移行を支援します。

#### ○介護者等への支援（H29年度～）

- ・親の介護と障がい児・者の養護等が重複するダブルケアを行っている介護者等に対して、介護支援手当の規程を改正し支援を行います。

#### ◎共生型サービスの推進（H30年度～）

- ・富山県などの先進地では、「多世代交流」「三世代支援」や「宅幼老所」といった「共生型サービス」の推進に関する実践がされ、地域社会でも子どもと高齢者との「多世代交流」が進められています。世代横断的な事業や制度横断的な事業を円滑に行えるような体制や新たな就労の場づくりを進めます。

#### ○サービス基盤整備の進捗管理（H29年度～）

- ・障がい福祉サービスは、障がい福祉計画、障がい児福祉計画で整備計画を掲載し、障がい者自立支援協議会で事業進捗管理や見直しを行います。

#### ○相談支援事業所との連携（H29年度～）

- ・市が委託している相談支援事業所、県や国が委託している相談支援事業所と連携し、当事者や家族が適切な支援が受けられるよう福祉課や発達支援センターがサポートします。市は、相談支援事業所に全てを任せるのではなく、相談・支援の進捗状況等を確認し、当事者や家族の相談に同行する等の方法で、当事者や家族が納得できる相談が受けられるよう支援します。

### ⑤ 多様な産業との連携

障がい者の従事する仕事は、授産品製造や内職というイメージがありますが、飛騨市のいろいろな産業と連携して、多様な「職」を選択できるようにします。

#### □飛騨市の特色を生かした商品の開発

- ・憩いの家等で、飛騨市の個性的な商品の生産について検討していますが、引き続き、飛騨市の特色ある農業や林業と連携した商品づくりや、市内事業所等と開発した商品の生産等、市の企画部、商工観光部と連携した事業に取り組みます。



### ◎業務を発注している企業への支援（H30年度～）

- ・障がい者施設等へ業務等を発注している企業等へ、継続的な発注をしていただけるよう支援等を行います。

## VI. 社会生活の支援

### ① 生活の場の確保

親の元気な間に、我が子が自立した生活ができる環境を整えたいという願いを多くの親が持っていらっしゃると思います。その願いは、声となって表に出ることは余りありません。また、多くの若者が一人暮らしをしているという「あたりまえ」を、障がいがあるため一人暮らしができないということは、あってはいけないと考えます。

しかし、飛騨市内には、障がい者の生活の場となる障がい福祉サービスや、重度の障がい者の生活を支援する障がい福祉サービスがありません。また、国の施策により入所施設（施設入所支援）は削減される見込みで、施設から地域へという大きな流れの中で、地域での生活の場・住まいの確保が求められています。

養護老人ホーム和光園の新築後に現在の和光園を改修し、障がい者グループホームを開設します。養護老人ホームと障がい者グループホームを隣接地に設置することで、地域生活支援拠点作りを推進します。また、神岡地区においては、特別養護老人ホーム等と連携した旭ヶ丘地域、ピース事業所のある山田地域での地域生活支援拠点作りを検討します。

また、市内で障がい者グループホームを開設しようとする事業者に対しては、開設の支援を行います。

### ◎障がい者グループホームの開設（現和光園の活用）（H29年度～）

- ・障がいの重い方にも対応できる生活の場を、現和光園を全面リニューアルして障がい者グループホーム（男・女各1ユニット）を開設します。

### ○障がい者グループホームの開設支援（H29年度～）

- ・飛騨市内で障がい者グループホームを開設しようとする事業者に対して、開設のための支援を実施しています。この制度を継続し事業所の誘致を行います。

### ◎地域生活支援拠点の整備の推進（H32年度～）

- ・古川町下気多地域を地域生活支援拠点として位置づけ、居住支援のための機能として求められている専門的な相談、体験の機会や場の提供、緊急時の受け入れや対応、地域の体制づくりを、新設和光園、現和光園を改修したグループホーム、憩いの家、障がい者生活支援センター等を活用することで確保し、総合的な支援を提供します。

神岡地域では、旭ヶ丘地域、山田地域を地域生活支援拠点の候補として、支援体制の検討を行い、第6期の障がい福祉計画策定までに方向性を示します。

#### □障がい福祉サービスに従事する職員の確保

- ・障がい福祉施設で働く職員は、介護保険施設で働く職員の確保策と同じ視点で養成・確保を図ります。

## ② 生活の支援

障がい者の安心した生活を支援するため、居住サポート事業や金銭管理の支援等を飛騨市社会福祉協議会等と連携して実施します。

#### □多様な生活支援サービスの提供

- ・障がい福祉サービスの利用のみでは、地域での生活が困難な場合があります。それらの課題を解決するため障がい者自立支援協議会等で新たなサービスの創設・提供について協議し、生活の支援ができるようにします。社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業等の活用や居住サポート事業の実施を検討します。

##### 日常生活自立支援事業 [用語解説]

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人の権利を擁護することを目的として、地域において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行うものです。福祉サービスの利用に関する援助、福祉サービスの利用に関する苦情解決制度の利用援助、日常生活上の消費契約及び行政手続き等の援助や援助に伴う預貯金の払い戻し、預貯金の解約、預け入れの手続きなどの日常的な金銭管理を行います。

##### 居住サポート事業 [用語解説]

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

#### □成年後見制度の利用促進

- ・障がい者等の権利擁護のための制度として「成年後見制度」がありますが、利用される方が多くないため、成年後見制度利用促進法が制定されました。市民にあまり理解されていない制度であるため、障がい者等が自らサービスを選択・決定し、利用することを支援する制度であることを理解するための啓発を実施します。

#### 成年後見制度 [用語解説]

精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。

#### ◎市民後見・法人後見の実施（H32年度～）

- ・成年後見制度が、利用し易い制度となるように、市民後見・法人後見制度について検討し、実施に向けて取り組みます。

#### ◎自立生活援助の提供（H32年度～）

- ・平成30年度から自立生活援助という障がい福祉サービスの創設が予定されています。単身生活者（グループホームのサテライト含）の生活援助を生活が安定するまで行うというサービスです。

障がい者が安心して地域生活を営むことができるよう支援する制度であるため、飛騨市でのサービス提供に向けて検討します。

## Ⅶ. 共生のまちづくり

### ① 障がいの理解

市民に対して、障がいに対する理解を深めるための啓発を継続して実施します。障がい児者の家族を支援するため課題となっていることを分析し、その課題を解決するために障がい者自立支援協議会や関係機関で協議し、新たな施策や、施策の拡充・見直しを行います。

#### ○障がい特性等の理解・啓発事業の実施（H29年度～）

- ・障がい特性等について、障がい児者に関わる家族、保育士、教員等を始め、市民を対象に啓発を実施します。

#### ○障がい者自立支援協議会での市の取り組み点検・評価（H29年度～）

- ・第5期障がい福祉計画の策定の中で、市の取り組みの点検・評価項目を設定し、各年度に評価を実施します。

### ② バリアフリーのまちづくり

障がい者の住みよいまちは、高齢者や子どもにとっても住みよいまちとなります。

まちの歩道の段差の解消や見やすい標示、使いやすい公共施設やトイレの整備等、障がい者や高齢者、子どもに優しいまちづくりを進めます。高山病弱児を守る会が、市の公共施設等のトイレの状況を確認し、おでかけマップを作成されています、高山病弱児を守る会の活動と連携し、「飛騨市ストレスフリー委員会(仮称)」を設置し、市内の公共施設のバリアフリー化を推進します。

#### ○生活環境の整備 (H29年度～)

- ・市民や観光客が、ストレスなく活動できるまちづくりを進めます。

公衆トイレの洋式化、温水洗浄化

公共施設トイレの洋式化・温水洗浄化と公衆トイレとしての機能化

車椅子トイレのユニバーサルベッド、オストメイトトイレの設置

道路・歩道の段差の解消・手すりの設置

視認性の高い案内標示(サイン)の設置

音声案内の設置

観光施設のバリアフリー化

利用しやすい市内公共交通の整備、交通案内の整備

旅館・宿泊施設、キャンプ施設等のバリアフリー化

#### ③ 飛騨市を訪れた(訪れたい)方へ配慮

飛騨市が、障がい者や高齢者の住みよいまちづくりを進めることで、他の地域から障がい者や高齢者等が飛騨市へ観光に来ていただけるような仕組みづくりを進めます。

観光課等と連携して、障がい者の視点で必要な情報や利用し易さに配慮したマップ等を作成します。

#### ◎バリアフリー施設マップ (H30年度～)

- ・市内のバリアフリー施設等のマップを、高山病弱児を守る会等と協力して作成します。

#### ◎障がい者をターゲットにした観光PR (H30年度～)

- ・観光モデルルートをマップにして、休憩場所やトイレの情報を盛り込みます。

#### ④ 合理的配慮への支援

障がい者差別解消法が施行となり、障がい者の対応に対して合理的配慮が求められています。民間事業所等で合理的配慮が広がるよう、取り組もうとしている配慮に要する費用の一部の支援を検討します。

#### ◎障がい者合理的配慮支援事業（H30年度～）

- ・合理的配慮を提供しやすくするために、民間事業所等の環境整備にかかる費用の助成を検討します。

#### □手話通訳、要約筆記の充実

- ・手話通訳や要約筆記に従事する方の研修を継続して実施し、障がい者等がこれらのコミュニケーション支援を受け易くします。

#### □手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者の養成

- ・手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者の養成研修を継続して開催します。

#### □点字図書の給付

- ・点字図書の給付事業を継続します。

### ⑤ 災害時の対応

障がい児者が災害時に安全に避難できること、安心して避難所での生活ができること等、災害面の対応では、多くの課題があります。

市の防災計画の見直しに合わせて、障がい児者の災害支援マニュアルを策定します。

#### □避難行動要支援者名簿の整備

- ・避難行動要支援者名簿の更新が、随時行うことができるように名簿の編集方法を改正します。
- ・避難時に配慮が必要な方であるということが周りの方に理解していただける方法について、障がいのある人を支える会等の障がい児者団体等と協議します。

#### □災害情報の伝達手段の周知

- ・聴覚障がい者等への情報提供として、災害情報のメール発信等を消防本部と連携して実施します。

#### □福祉避難所等の設置

- ・市の防災計画の見直しに合わせて、避難所、福祉避難所での障がい児者等の対応について検討を行います。

#### □地区の避難所での障がい児者対応の啓発

- ・地区の避難所での障がい児者への対応方法の啓発や福祉避難所開設マニュアルの作成を行います。

### ⑥ 社会参加の促進

リオパラリンピックで、障がい者のスポーツが注目されています。飛騨市においても、

障がい者が取り組めるスポーツや文化活動の普及を図ります。

**□飛騨ブロック身体障がい者体育大会**

- ・平成 29 年度の飛騨ブロック身体障がい者体育大会の開催地は、飛騨市となっております。

**□障がい者スポーツの普及・啓発**

- ・身体障がい者家族運動会や飛騨ブロック身体障がい者体育大会において、障がい者スポーツ指導員等の協力により、障がい者スポーツの普及・啓発を図ります。

**□障がい者が取り組める文化的な活動の紹介・啓発**

- ・障がい者が取り組んでいる文化的な活動や、各種団体、事業所の取り組みを、広報ひだ等により紹介します。

**⑦ 既存の制度・サービスの見直し**

障がい福祉サービスの制度は、制度改正が頻回に行われており、3 年前の制度では対応できなくなることも多くあります。

飛騨市では、障がい者施策としていろいろな事業を実施していますが、それらの事業の実施規程等を障がい福祉計画の策定の時期に合わせて見直し、時代やニーズに合ったサービスに改正していきます。

**○既存制度の定期的な見直し (H29 年度～)**

- ・障がい福祉計画の策定に合わせて、既存の条例・規則・要綱等の規程の見直しを行います。

**◎障がい福祉の手引きの作成 (H30 年度～)**

- ・飛騨市の障がい者福祉を説明した冊子がないため、飛騨市で利用できる障がい福祉サービス等を説明した冊子を作成するとともに、市のホームページに掲載します。

**⑧ 障がい者自立支援協議会の機能強化**

障がい者自立支援協議会が開催されない等の問題が発生しないように、開催についてのマニュアル等を定め、必要に応じて部会を設置し、協議会活動の活性化を図ります。

**○障がい者自立支援協議会の定期開催 (H29 年度～)**

- ・障がい者自立支援協議会が形骸化しないよう、目的と目標を持った運用を図ります。

## **VIII. 細やかな支援の実施**

### **① 細やかな支援の実施**

障がい者等の支援は、法律によりその枠組みが決められ、市町村でいろいろな施策を実施しています。しかし、医療的なケアが必要な障がい児者、対象者が少ない障がい・疾病等については、国の制度化が遅れたり、制度化されても支援できるサービスが少ない等の問題があり、十分な支援が利用できる環境ではありません。そのような場合は、市が課題を把握し、支援する方法を考え、支援サービスの制度化を行います。また、本人や家族に対する情報交換の場（セルフヘルプグループ）の活動支援を行います。

### **◎当事者や家族の課題の把握と施策化（H29年度～）**

- ・当事者や家族の課題を把握し、解決する方策を検討し、施策化を図ります。

### **☆高次脳機能障がい者**

高次脳機能障がいの主な症状は記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がいや対人関係がうまくいかない、感情のコントロールができないなどの社会的行動障がいです。

家族や周囲の人たちが高次脳機能障がいを理解することが必要なので、障がいを正しく理解していただけるよう必要な啓発を実施します。

### **☆重度心身障がい児・者、医療的ケアを必要とする障がい児・者**

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子どもを重症心身障がい児といえます。医学・医療の進歩充実により、減少するよりもむしろ増加しているといわれています。その理由として、超低出生体重児や重症仮死産などで、かつては救えなかった命が救えるようになったことが大きな要因と考えられています。

医療依存度の高い方が多く、通常の福祉サービスの利用に制限があるため、利用できるサービス資源へのアクセスを向上させます。

老人保健施設はなさと、久美愛厚生病院、ナーシングデイ高山が利用可能な施設ですが、すべて高山市にある施設であるため、これらの施設が利用しやすくなる支援を行います。

### **☆精神障がい者**

「精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律」（精神保健福祉法）では、「精神障がい」を「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有するもの」（第5条）と定義しています。一方、「精神障がい者」は「障がい者基本法」で、「精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は

社会生活に相当な制限を受ける者」(第2条)とされています。前者が、医学的な視点から、障がい個人責任とする一方向的なとらえ方をしているのに対し、後者は、社会とのかかわり合いの中で、障がいを多角的にとらえようとしています。

精神科病院からの退院促進が医療制度改革で取り組まれており、地域での受け皿の整備が求められています。グループホームの確保等については、高山市や須田病院と連携して取り組み、地域の中での生活支援体制の拡充を図ります。

#### ☆発達障がい児・者

発達障がいとは、主に先天性の脳機能障がいや発達の凸凹が原因となり、乳幼児期に生じる発達の遅れです。精神障がいや知的障がいを伴う場合もあります。発達障がいは、症状の特徴や環境要因によりいくつか分類されますが、いくつかの発達障がいを合併することもあります。

新しい障がい定義であることから、利用できるサービスも少ない状況が続いていましたが、正しい理解の普及をはかり、早期からの療育の実施を図ります。また、必要なサービスの拡充を図ります。

#### ☆難病・小児慢性特定疾病

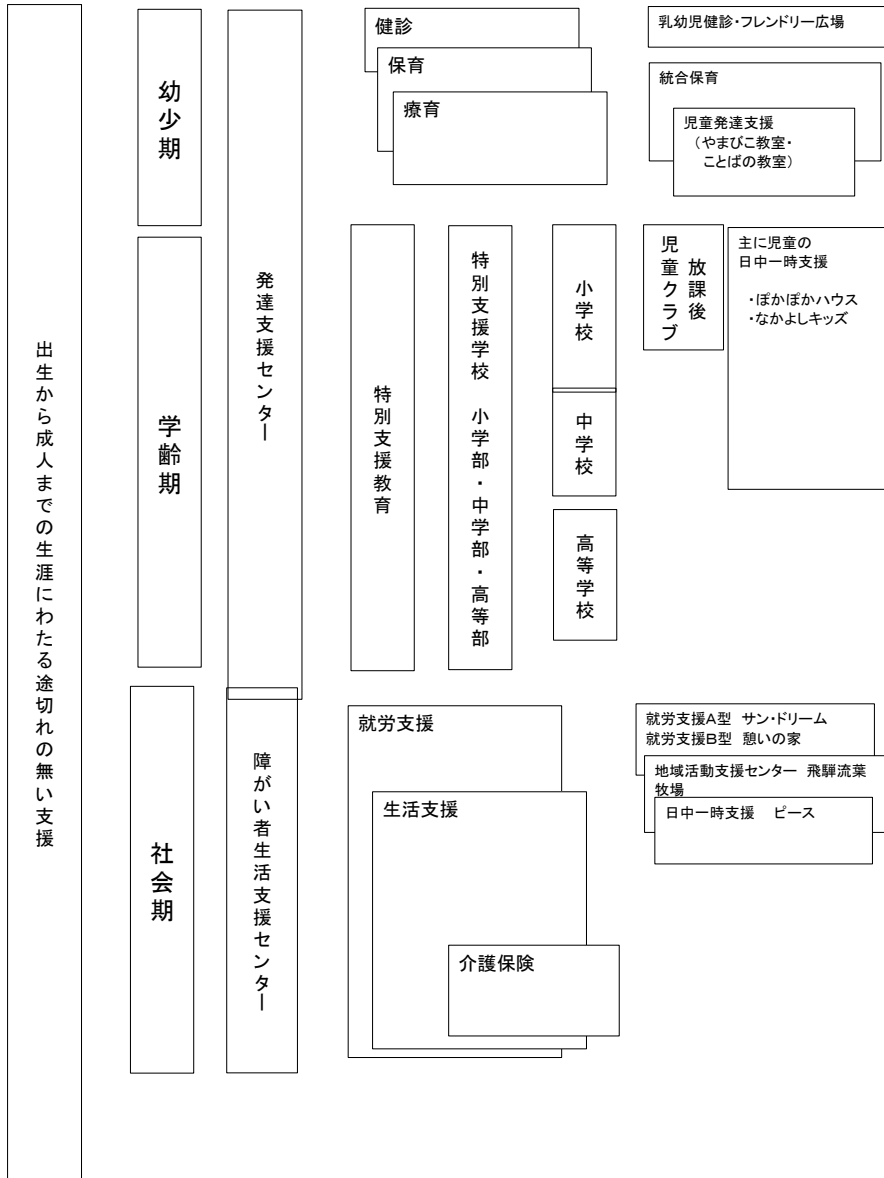
治療が難しく、慢性の経過をたどる疾病もいまだ存在し、このような疾病を難病と呼んでいます。ただし、完治はしないものの、適切な治療や自己管理を続ければ、普通に生活ができる状態になっている疾患が多くなっています。そのために、現在、「病気をもちながら働く(働き続ける)」ことが大きな課題になっています。

現在123種類が「特定疾患」として指定されていますが、「難病」という言葉のイメージから先入観をもつことなく、一人ひとりのありのままの姿を理解することが大切です。

認定申請の窓口となっている飛騨保健所と連携し、国や県の補助事業を積極的に支援メニューに加え、サービスの拡充を図ります。



# 飛騨市障がい児者支援ビジョン



# 保健・医療・教育・福祉・就労の融合 【この子らを、世の光に】 共生のまち「飛騨市」の具現化に向けて

